

出願書類の記載様式に関する補足資料

みなとみらい特許事務所
特許グループ

本書では、特許の出願書類案をご確認頂くうえで前提となる出願書類の記載様式・特許法上の扱いについて、簡単にではありますが解説いたします。出願書類については、YouTube チャンネルでも弊所所長弁理士の辻田が解説しておりますので、よろしければこちらも併せてご覧ください。

[【特許出願に役立つ】特許出願書類について](#)

・出願書類に含まれる書類の種別、各書類の意義について

お送りしました出願書類案は、以下の書類により構成されます。

書類名	役割・確認ポイント
特許願	書誌的な内容を記載する書類です。 特に【発明者】、【出願人】の記載について、誤りがないかご確認ください。
明細書	特許請求の範囲に記載された技術を具体的に説明する書類です。 重視する機能が十分に記載されているか、技術的に誤りがないか等、ご確認ください。また、明細書の記載は将来的に公開されるため、公開したくない情報が記載されていないかご確認ください。
特許請求の範囲	“請求項”ごとに権利範囲を記載する、最も重要な書類です。この書類が審査の対象となります。 記載内容に過不足がないかをご確認ください。権利範囲の考え方については後述します。
要約書	発明の概要を記載する書類です。権利内容には影響しないため、詳細なご検討は不要です。
図面	具体的な内容の理解に補助的に参照される書類です。明細書と同様に、開示したくない情報が含まれないか等、ご確認ください。

・“請求項”の記載様式・特許法上の扱いについて

請求項 1 に記載された発明特定事項の全てを兼ね備えた装置が、請求項 1 の権利範囲に属します。

そのため、例えば請求項 1 に「A 部と、B 部と、を備える、〇〇装置」と記載して特許が登録できたとすれば、「A 部と、B 部と、を備える、〇〇装置」を特許権者は独占実施可能となります。また、A 部+B 部に加えて、他の部（下例では C 部/X 部と Y 部）を備えた装置も権利範囲に含みます。

一方で、請求項 1 で特定する全ての構成（上例では A 部と B 部の双方）を兼ね備えていない装置は、特許権の権利範囲外となります。例えば、「A 部と、C 部と、を備える、〇〇装置」については、請求項 1 に記載の **B 部を備えていないので**権利範囲外となってしまいます。

・従属項について

請求項 2 以降は、末尾を「請求項 1 に記載の」等として記載を簡略化している場合があります。これは、**請求項 1 に記載の発明特定事項に加えて**、請求項 2 で記載する発明特定事項を更に備えること意味し、このような請求項を従属項と呼びます。このように、従属項は、一般に請求項 1 の権利範囲を更に限定しますが、審査段階では従属項も審査対象となる点がメリットと言えます。従属項を複数記載しておくことで、どの程度発明を限定すれば発明が登録可能なのかを判断する材料となります。